



Title	バルトロメー・デ・ラス・カサス生涯と作品(7) : モトリニアとの対立
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	大阪外国語大学学報. 1982, 58, p. 47-67
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80905
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品 (7)

——モトリニージャとの対立——

染 田 秀 藤

Bartolomé de Las Casas, vida y obras (7)

——Conflicto con Motolinía——

Hidefuji SOMEDA

Según Juan Friede, eminente historiador colombiano y otros investigadores, el movimiento indigenista del siglo XVI encabezado por Las Casas empezó a perder su antigua gran influencia en la Corte desde mediados de la década cincuenta del mismo siglo aproximadamente, siendo citadas como una de sus pruebas las instrucciones despachadas el 3 de mayo de 1556 al nuevo virrey del Perú, Marqués de Cañete, las que permitían de nuevo la empresa de descubrimiento y población. Ciertamente es que en esa época la Corona promulgaba muchas cédulas o provisiones en las que daba mucho más importancia al aspecto financiero por los apremios del Estado que a la protección de los indígenas. Sin embargo, la declinación de dicho movimiento no quiere decir que la idea de Las Casas fue totalmente desaprobada por la Corona, sino que el imperialismo naciente no la tomaba en cuenta, aunque con algún remordimiento. Una de las razones por las que decayó la influencia de Las Casas en la Corte se atribuiría a la impresión de sus tratados en Sevilla. De hecho, después de su impresión—“su última apuesta como político activista”—, él se vio atacado por los intelectuales y por los religiosos que se dedicaban en las Indias a la obra evangelizadora. Fue Fr. Toribio de Motolinía (Benavente) quien acusó, entre otros, con mucha vehemencia la idea y actividad pro-indígena de Las Casas. Motolinía, sincero misionero y uno de los famosos doce apóstoles novohispanos, en su carta al Emperador Carlos V, fechada el 2 de enero de 1555, escribió: “Yo me maravillo cómo Vuestra Majestad y los de vuestros Consejos han podido sufrir tanto tiempo a un hombre tan pesado, inquieto e inoportuno, y bullicioso y pleitista en hábito de religión, tan desasosegado, tan mal criado y tan injuriador y perjudicial y tan sin reposo. Vuestra Majestad le debía encerrar en un convento para que no sea causa de mayores males”.

Por consiguiente, el propósito de este artículo es hacer una comparación y un análisis sobre determinados aspectos del pensamiento de los dos religiosos que consagraron su vida a conseguir la misma finalidad de la conversión de los indígenas, y también aclarar la causa esencial del conflicto entre ellos.

21

1550年代中葉頃から宮廷におけるラス・カサスの影響力は目にみえて衰えていったと言われる¹⁾。確かに1540年代から50年代前半に比して、50年代後半期に発布された所謂インディオ保護法令は量的に減少しているし、その内容も1543年に発布された“新法”と比較すると、インディオ保護という面よりもむしろ王室の現実主義的政策を強く反映していると言える²⁾。とりわけラス・カサスの影響力の低下を示す具体例として、1556年5月3日付でペルー副王カニエーテ侯ウルタード・デ・メンドーサに発布された訓令が挙げられている。この訓令は以前、バリャドリード論戦を前にして出された征服の一時停止令を撤回し、新しい発見・征服事業を公認したもので、その主要な編纂者は『七部法典』 *Siete Partidas* の註釈者として著名なグレゴリオ・ロペスであった³⁾。全文38項目から成るこの訓令は二部に分かれ、夫々発見・征服事業を海路による場合と陸路による場合に区別してその方法を規定している。訓令では《征服》conquista という用語は用いられず、インディオの自発性を重視する方針がうち出され、イスパニア人の暴力行為が禁止されているが、第4項目、第19項目に明確にみられるように、本質的にはイスパニア人による征服・支配がア・プリオリに正当視されたうえで編纂されている⁴⁾。それゆえ、訓令はラス・カサスの主張（平和的改宗化）を採用したように見えるが、実際はペルーにおけるイスパニア人同士の内乱状態を收拾する窮余の一策として、インディアス枢機会議が国王の要請を受けて編じた帝国主義的性格を有するものであり⁵⁾、この点で、訓令をラス・カサスの重要な提案を法の形にしたものであろうと推測するハンケの主張⁶⁾は頷けない。さらに、いまひとつラス・カサスの影響力の衰えの証左として挙げられるのは1550年代から60年代にかけてペルーのエンコメンデロが行なったエンコミエンダの恒久化を求める運動であり、別稿⁷⁾でも明らかにしたとおり、仮令一時的にせよ、国王フェリペ二世はエンコミエンダの売却を決定したのである。この決定はイスパニアの経済機構が硬直化し、植民地市場へ自国の生産品を供給できなかった事態を反映し、さらに、王室がインディアスを財政危機を克服するための収入源とみなすに至ったことを証明している⁸⁾。パリーが指摘しているとおり、この時期に発布されたインディアス法の中で国庫収入の増加を図る法令の量は以前にまして多くなっている⁹⁾。こうした事実に基づいてラス・カサスの影響力の低下が主張されるのであるが、畢竟それは王室の対インディアス政策決定過程におけるラス・カサスの発言力（政治力）の低下を意味している。換言すれば、フリーデの言うように、それはラス・カサスが率先して行なった《16世紀インディヘニスタ運動》の衰退である¹⁰⁾。とは言え、勿論宮廷におけるラス・カサスの影響力が完全に無くなったわけではない。インディオの状況改善

の努力をラス・カサスに求める書簡がインディアス各地から届いていたし、原住民からも宮廷における彼らの代表として行動する権利も与えられていた¹¹⁾。ラス・カサスはそのような要請に応じて国王やインディアス枢機会議に対し善処を求める書簡や覚書を認めた¹²⁾。従って、この時期のラス・カサスはインディアス全体ではなく限定された地域のインディオの現状の改善や改宗化のために努めたとみるべきであろう。言わば、それは現実の政治への消極的な参加にすぎなかった。すでに明らかにしたように¹³⁾、1552年頃からラス・カサスはインディアスの改革を絶望視し、《インディアスの破壊》を《カスティーリャの破壊》と同一化し、インディアスの現実の意味を深く洞察するに至った。そこにはかつての「行動的政治家」としてのラス・カサスの姿ではなく、石原氏が鋭く指摘しているように¹⁴⁾、「人類史」の孕む危険性を見据える「歴史家」としてのラス・カサスをみることができる。政治家ラス・カサスが行なった最後の賭ともいべき自著の印刷刊行も結局は神意に背く時代の流れを止めることはできず、そうした現実に対する危機意識はラス・カサスの「人類史」批判の刃を鋭くさせると同時に、より具体的には彼の政治理論（王権論）を急進的なものへと発展させることになった。従って、ラス・カサス理論の先鋭化と宮廷における彼の影響力の低下との間に因果関係を求めるのは早計である。ここで言う《先鋭化》とは、現実を無視して理想を求める傾向に走ったというのではなく、現実へのより深い認識に発する論理的な帰結としての思想の深化を意味する。ラス・カサスの思想と行動に批判的な歴史家（R. メネデス・ピダル, R. カルビア, C. バイレなど）はこれまでしばしば彼を現実を無視した狂信的理想主義者として評してきた。彼らの考える現実とはインディアスがイスパニア国王に支配・統治されているという状況であり、一方、ラス・カサスにとっての現実とはインディオが未知の異国人に殺され、不当な虐待をうけ、人間に本来固有であるべき自由と生存権を脅かされ、犯されつづけている状態である。つまり、ラス・カサスの視点はつねに虐げられている人びとに向けられていたのである。こうした認識に立脚して構築されたラス・カサスの理論は1552～3年の論文印刷を契機に激しい批判を浴びることになった。中でも最も激越な攻撃を加えたのはフランシスコ会士トリビオ・デ・モトリニア（ベナベンテ）である。モトリニアは1555年1月2日付の国王カルロス五世宛の書簡でラス・カサスを評して、“生翳りの教会法のわずかな知識を振り回しては大言壮語を発し、その言動たるや支離滅裂で、謙虚さというものをほとんど持ち合わせていない人間であります。彼はほかの人間はすべて誤っており、自分一人だけが正しいと考えている”と述べている¹⁵⁾。モトリニアは征服者でも植民者でもなく、ラス・カサス同様、インディオの救霊と文明化に生涯を捧げた「真摯な」聖職者である¹⁶⁾。従って本稿はモトリニアの考えとラス・カサスの理論を比較・検討し、インディオの救霊という同じ目的のために献身したラス・カサスがモトリニア、キローガらと対立するに至った原因を明らかにするのを目的とする。尚、対立とは言え、当事者がかつてのバリャドリッド論戦のごとく理論闘争を展開したわけではない。事実、ラス・カサスはモトリニアの反駁書簡に対し沈黙を守っているのである。

モトリニア（?-1569）はヌエバ・エスパーニャの初期の布教史上《12使徒》として有名なフランシスコ会伝道師のひとりで、生涯をヌエバ・エスパーニャおよびグワテマラのインディオの改宗化に捧げ、実際活動の面でインディオ保護に尽した敬虔な修道士で、インディオの言語、風習、歴史に詳しく、『ヌエバ・エスパーニャのインディオの歴史』 *Historia de los indios de la Nueva España*（以下、邦訳版の表題に従い『布教史』と略す）と題する作品を残した¹⁷⁾。本稿では、1555年1月2日付（発信地トラスカラ）の書簡を中心にモトリニアの考えを検討することにする。尚同書簡でモトリニアが記すラス・カサス関係の事実の誤りに関しては、史料操作の点でやや一方的なきらいはあるが、マヌエル・Ma.・マルティネスがいくつか指摘している¹⁸⁾、本稿では言及しない。

モトリニアの書簡は1552～53年にかけてセビーリャで印刷された8篇のラス・カサスの論文のうちで『現存する悪の矯正』、『インディオの奴隷化について』と『告解規範』にみられるラス・カサスの理論とインディアスにおける彼の行動を非難したものである。中でも主として批判的になったのは『告解規範』である。すでに言及したように¹⁹⁾、告解という純粋に宗教上の行為を社会正義の実現のための武器としてインディオに対するイスパニア人の賠償義務を論じたこの作品は1548年11月28日にインディアス枢機会議の命令を受けてメキシコ市のアウディエンシアが撤収していた。しかも、その撤収に従事したのがモトリニアであった。彼はその時の状況と再び作品が印刷されてメキシコに届いた時の驚きを次のように記している。

“それはもう5、6年前のことになりましたか、私は陛下ならびに陛下のインディアス枢機会議から、ラス・カサス神父が当地ヌエバ・エスパーニャ在住の修道士の間に残っていた幾種類かの手書きの告解規範を回収するようにとの命令を受けたことがありました。そこでフランシスコ会士たちの間にあった分を全部探し出して、これを陛下の副王であられたアントニオ・デ・メンドーサ閣下に渡しましたところ、閣下は焼き捨てられてしまいました。理由はその内容に人心を騒がせるような文句や見解がいろいろと含まれていたからでした。ところが最近、このヌエバ・エスパーニャに着いた船でまさにこの告解規範が印刷本となって運ばれてきたところから、この国中の人々が少なからず驚き騒いでいる次第です。”²⁰⁾

次にいくつかの項目にわけてモトリニアとラス・カサスの考えを比較・検討してみよう。

〔I-1〕 征服戦争に関して：モトリニアは書簡の冒頭部で“イスパニア人が入ってきた当時このヌエバ・エスパーニャでもっとも大きな力を持っていたのはメキシコ市、つまりは同市の住民であります、彼らは決して遠い昔からそうした地位にあったのではなく、戦争によってこれを他から奪うようにして自分のものにしたのである”（傍点は筆者による。以下も同じ）と述べ²¹⁾、先ずモクテスマを専制君主と断定し、自然の法、人定の法から原住民の君主を正当な支配者とみなすラス・カサス²²⁾と対立する。モクテスマを専制君主とみなす考えは1553年4月

24日付のカルロス五世宛書簡の中でかつてのコルテス軍の兵士で当時メシコ市参事会のレヒドールをつとめていたルイ・ゴンサレスが反ラス・カサスの立場から主張していた²³⁾。しかし、とりわけ専制君主論にもとづいてイスパニア国王のインディアス支配が正当化されるのはいまま少しのちのことで、インカが専制君主であったことを立証してイスパニア支配の正当化を試みるペルー第5代副王フランシスコ・デ・トレドの登場まで待たなければならない²⁴⁾。むしろ、モトリニアは専制君主と人身犠牲とを密接に関連づけて次のように述べる。

“かつてデル・パーリュ侯爵（コルテスのこと）がこの地にやって来た頃、ここの住民の所業に対するわれらの主なる神の怒りはまことに大きなものでありました。なぜかと申しますに、大勢の人間が目を覆うばかりの惨たらしい形で殺されていき、その傍ではわれらの敵である悪魔が住民の熱心な礼拝を受けていたからです。つまり、人々は悪魔のために盛んに偶像を作ってはこれを崇め、また残酷な人殺しをしてはこれを生贄として捧げるなど、それはまことに前代未聞の光景でありました。”²⁵⁾

モトリニアはさらにアウイツォトルによる生贄の儀式を例に挙げ、最終的には人身犠牲を理由にインディオに戦いを仕掛けるのは正当であると断言する。

“このような形で罪なき人を苦しめ、死に至らしめる者に対しては、戦争を仕掛けるに少なからぬ大義が成り立つように思われます。なぜならば、この場合、人々はなんら正当な理由もないままに殺されるのであり、彼らは神と他の人々に向かって自分たちを救ってくれるようにと嘆きと悲しみの叫びを発していることになるからです。そしてこれは……戦争のための正当な根拠のひとつであります。”²⁶⁾

すなわち、モトリニアは、人身犠牲などの不正な死から弱者を守る目的で行なわれる戦争は正当であるとするヒネース・デ・セプールベダと同一歩調をとる²⁷⁾。また、人身犠牲が正当戦争の権原になるという主張はフランシスコ・デ・ビトリアによっても自然法の立場から唱えられていた²⁸⁾。こうした主張に対するラス・カサスの立場は別稿ですでに言及したので²⁹⁾、ここでは簡単に触れるに止める。ラス・カサスは『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』の中で非人間的行為から無実の者を救うのは神および自然の掟であると論じるものの、そこに制約を加えて、法的にそうした行為を公けに裁くのはローマ教皇に属するのみと主張する³⁰⁾。この点で、ラス・カサスは異教徒を含めた《全体世界》を普遍の人類社会とみなし、万民法（＝自然法）をその社会の共通法と考えるビトリアと鋭く対立する。ビトリアは“ローマ教皇の認可がなくても”普遍の人類社会を構成する者としてイスパニア人はその隣人（人身犠牲者）を守る義務があると主張するからである³¹⁾。ラス・カサスは、教会やキリスト教君主が人身犠牲などの非人間的行為を処罰するための管轄権を有するのは、異教徒がすでに教会もしくはキリスト教君主の実際上の臣下である時、異教徒が強制を受けずにローマ教皇の世俗的管轄権を認める時、もしくはローマ教皇の慣例上の管轄権“*jurisdicción in habitu*”が事実上の管轄権“*jurisdicción in actu*”となる場合であると三つの条件を述べ、三番目の条件が充たされる例を6つ挙げている³²⁾。その最後の例と

して、“もし異教徒が無辜な民を不当に圧迫したり、神々に犠牲として捧げたり、その死体を食したりする時”教会は事実上の管轄権（＝強制的管轄権）を行使できると論じる³³⁾。しかし、ラス・カサスはその管轄権行使に制約を加え、“ローマ教会は神より委ねられた全権により無実の者に加えられる虐待を妨げるのに管轄権を行使し、虐待を行なう人を処罰できるが、合法的かつ人間的なありとあらゆる手段が講じられたのち、もはや戦争によるしか虐待から無実の者を守る道がない時、戦争を回避し、受動的態度をとるべきである”と主張する。なぜなら、二つの悪が存在するとき、最大悪は回避され、最小悪は黙認されるべきであるからである。つまり、最大悪とは戦争によって大勢の者が死ぬということであり、最小悪とは無実の者が虐待に苦しんでいるという状況を指している。さらに、ラス・カサスは宗教的性格をもつ人身犠牲は“弁解しうる不知” *ignorancia excusable* にもとづく行為ゆえ、それは人間ではなく神によってのみ裁かれる罪であると述べ、人身犠牲は正当戦争の原因とはならないと断じる³⁴⁾。このように、自然法を神によって定められたものとして人定法より優るとみなし、すべての人類にとって価値あるものと考えたラス・カサスとビトリアであったが、後者がその自然法を万民法へと発展させたのに対し、ラス・カサスはただそれをインディオの利益のために利用したにすぎなかった。G. ガリョはそこにラス・カサスの運動が挫折した原因のひとつをみてとる³⁵⁾。

モトリニアがエルナン・コルテスによる征服をインディオに下された神罪ととらえていたことは前に引用した文からも明らかである。彼は征服をことごとく不正とみなすラス・カサスに反論して次のように記している。

“この世界が終末を迎える前までに福音は全世界に宣べられるであろうと主が仰せられている……従って、支配者であられる陛下がなさるべきことは、一時も早く海のこちら側にある国々に遍く聖なる福音が説かれるように努めることであります。”³⁶⁾

ここでも明らかなように、モトリニアは征服を神の御業と解釈し、当時のフランシスコ会厳修派に特徴的なことであるが、終末論思想の影響を受けている³⁷⁾。彼は『布教史』の中で“救霊の仕事に携わる者はイエス・キリスト御自身を謙遜と清貧の師と仰ぎこれに倣うとともに、その十字架を自らの背に負いつつ十字架上の死を願うのが本来の然るべき姿である”と述べ、伝道師の使徒的使命を強調している³⁸⁾。そして、彼自ら、その模範を垂れたことは当時の文献や今日の研究によっても実証されている³⁹⁾。使徒的使命を強調する点ではモトリニアもラス・カサスも変りはない。しかし、基本的な点で両者は対立する。モトリニアはさらに語をつづけて“万がイエス・キリストの聖なる福音を喜んで聴こうとしない者がいれば、「好きに放って置かれる悪よりも強いられた善」と諺にも言いますように、力ずくでも聴かせる必要があります”⁴⁰⁾と述べる。この表現ではインディオには福音を聴く義務があると言っているのか、布教のための征服戦争が正当であると主張しているのか判然としない。しかし、コルテスの征服によって福音伝道の道が開かれたとみるモトリニア、インディオの改宗化状況を誇らし気に記す《楽観主義者》モト

リニーア⁴¹⁾の立場から推測すると、布教のための征服戦争を正当化していると言えよう⁴²⁾。いずれにせよ、ラス・カサスの主張とは真向うから対立する。ラス・カサスはイスパニア国王がインディアスへ伝道師を派遣する権利を有していることを否定していないが、インディオに強制して福音を聴かせることが出来るとする説には『あらゆる人々を真の信仰に導く唯一の方法』と題する著作を通して厳しい反駁を加えていた。平和的改宗化を論じた同著で、彼は、布教はキリストの定めに従って行なわれるべきであることを論証したのち、“キリストは使徒に自ら聴きたいと思う人びとに福音を宣べ伝える許可と権能を与えたのみで、聴きたいとは思わない人びとに強制的に福音を聴かせたり、彼らを不安にしたり冷たくあしらったりする許しなどを授けたのではない”と断言する⁴³⁾。さらに、ラス・カサスはセプールベダとの論争の折にも4つの理由を挙げてインディオに福音を聴く義務がないのを立証した⁴⁴⁾。そして、布教のための征服戦争を正当化するセプールベダに対し、聖クリソストモスを引用し、『行動と教え』の一致の必要性をとくに強調し、戦争は異教徒にキリスト教への憎悪を抱かせるだけであり、仮令それでインディオが改宗したところで、それは恐怖心からの結果であって真の改宗ではないと反論する⁴⁵⁾。ラス・カサスは自らの平和的改宗化の計画にもとづいて実行されたベラパスでの試みが成功したと考え、実際の状況が芳しくなかった時でも、その成功を自讃しているが⁴⁶⁾、モトリニーアはそれに反論を加え、平和的改宗化の非実現性を主張する。ベラパス地方の人口・広さに関するラス・カサスの報告を誇張であると批判したあと、モトリニーアはベラパスの住民について、“私はこの目で見て知っていますが、能力に乏しく、ほかのところの住民よりも劣った人々です”と断定する⁴⁷⁾。“能力に乏しく……劣った人々です”という表現で、モトリニーアは同地のインディオの資質を問題としたのではなく、平和的改宗化がラス・カサスの主張するほど順調に進捗していないということを示唆したのであろう。さらに、モトリニーアは1549年にドミニコ会士ルイス・カンセルが企てたフロリダの平和的改宗計画の悲惨な結果を引証し、結局は平和的改宗化は国庫に負担をかけるだけで実現性のない見込みのない考えであると結論づけるのである。だからと言って、モトリニーアは積極的かつ無条件に征服戦争を是認しているわけではない。彼は語る：

“イスパニア人はまた大陸部の沿岸地方一帯にも足を運んだ。そして、彼らは行く先々で大勢の人間を殺し、その靈魂がほとんど全部地獄に落ちるに任せた。原住民とて神の御姿に似せて創られた存在であるにもかかわらず、イスパニア人は彼らを家畜以上に酷使し、家畜ほどにも大切にしなかった。”⁴⁸⁾

すなわち、モトリニーアもラス・カサス同様、征服の非道性を認識していた。しかし、彼はラス・カサスのように征服に絶対的な不当性を見出さなかった。それだからこそ、モトリニーアはアンティール諸島の原住民の死を《教訓》とすべしと言えたのである⁴⁹⁾。従って、モトリニーアは布教を容易にする征服戦争を帰納的に正当化していると言える。

〔1-2〕 洗礼方法に関して：モトリニーアとラス・カサスが対立する契機となったのはイン

ディオへの洗礼の授け方であった。それは1539年頃にトラスカラで生じた出来事で、これに関してはモトリニアは私憤を交えて記しているが⁵⁰⁾、ラス・カサスは終生黙して語っていない。授洗の方法をめぐるのは、修道会の間のみならず修道士の間でも様々な意見があり、議論された⁵¹⁾。教理修得を受洗のための必要不可欠な段階とみなすラス・カサスはまるで“洪水”のごとくインディオ〜とくに成人〜に洗礼を授けるフランシスコ会士たちの改宗化を非難していた⁵²⁾。その結果、1541年3月、問題の審議をフランシスコ・デ・ビトリアに命じる勅令が出され、同年7年、サラマンカの神学者たちはフランシスコ会士の行なう集団洗礼を誤りとする決定を下した⁵³⁾。また、ラス・カサスの平和的改宗化計画が実行に移されていたベラパスにおいては成人インディオへの最初の洗礼が授けられたのは1545年のことで、ラス・カサス立会いのもと、修道士ペドロ・デ・アングロが司式をつとめた⁵⁴⁾。従って洗礼をめぐるモトリニアとラス・カサスの対立は、洗礼後に通常の儀式を行えばよいと考えるフランシスコ会と何よりも教理修得を重視するドミニコ会との対立とみることができる⁵⁵⁾。

〔Ⅱ-1〕 ローマ教皇の権力とイスパニア国王のインディアス支配に関して:すでに明らかにしたように、ラス・カサスはビトリア同様、キリストの代理者たるローマ教皇の間接的な世俗的支配権を認める所謂《中間の道》を採りながら、アレクサンデル六世の贈与大教書のみがインディアスに対するイスパニア国王の支配を正当化する唯一の権原であると主張し、ビトリアらサラマンカ学派と立場を異にした⁵⁶⁾。ラス・カサスはその支配権を自発的なものと強制的なものに区別し、ローマ教皇が異教徒に対して有する支配権は自発的なものと論じ、イスパニア国王がローマ教皇より与えられたのはそれと同じ支配権であると結論づける。具体的には、キリストの定めた布教方法に則って福音を宣べ伝えることによって異教徒にキリストの信仰を奉じたいという意思を抱かせることであった⁵⁷⁾。一方、モトリニアは国王を《神によって選ばれ、その聖なる油を受け、神の聖なる教会を守る総帥》と言い、さらに“神は次々と時代を移し替え、諸国を統べる者をも次から次へと替えられる”という旧約聖書『ダニエルの書』の句を引用する⁵⁸⁾。従って、彼は、イスパニア国王は神によってインディアスの支配者に定められたと考えている。これだけでは、ローマ教皇の権力に関するモトリニアの考えは判然としない。しかし、彼はつづいて“このような推移の原因となるのは、たとえばカナアンの国の例に見るように、人間が犯す罪であるように思われます”と明言している⁵⁹⁾。《カナアンの国》と《人間の犯す罪》という言葉から判断すると、モトリニアは、同じく『第二法の書』第9章第4句を引用して神は明らかに偶像を崇拜する罪人たちを破滅されたと主張するセプールベダと同じような立場にあるといえる。この主張に対し、ラス・カサスはカナアン人に対する神の命令は特殊な掟として解釈されるべきで、カナアン人は《約束の地》に住みながら偶像崇拜とその他の罪を犯していたために滅ぼされたのであると反論した⁶⁰⁾。彼は、《人間の犯す罪》——偶像崇拜など自然に反する罪——は最後の審判の時に神によって処罪される性格のものであり、ローマ教皇にはインディオのように《完全なる不知》によって異

教を奉じ偶像を崇拝している人びとを処罪する権力はないと断言する。従って、ラス・カサスは、異教を奉じているという理由で、ローマ教皇がインディオの君主から支配権を奪ったり、新しい統治者を定めたりするのはあらゆる法に反する行為であると結論する⁶¹⁾。モトリニアがセプールベダと同じような主張をしているとは言え、彼が“キリスト教的帝国主義”の実例といわれるホスティエンシスの理論⁶²⁾を引証してローマ教皇は偶像崇拝や自然に反する罪を処罰しようとするセプールベダの主張に同調していると判断するのは早計であろう。なぜなら、彼はヌエバ・エスパーニャを《カナアンの地》、すなわち《約束の地》とみなしているからで⁶³⁾、一般論的にローマ教皇が異教徒に世俗の支配権を有すると主張しているとは言えないのである。従ってモトリニアの考えの曖昧さは彼の強烈な終末論的思想⁶⁴⁾によると考えても大過はない。

次に、ラス・カサスは国王と人民との関係を論じた『王権とインディオの正義』と題する論文で、“人民による選挙によってのみはじめて、全世界、あらゆる国々における国王の人民に対する支配権、すなわち管轄権は正当なものとなり、選挙にもとづかない支配は不正かつ圧制的なものである”と述べ、支配者を定める唯一の正しい方法は人民による自発的な選挙であると論じた⁶⁵⁾。また、彼は『30の法命题集』の第19命题で、“インディアスの土着の支配者、君主、人びとは強制されずに進んでキリストの信仰を受容し、受洗した時、カスティーリャ国王を普遍的かつ最高の君主として認めなければならない”と述べていた。しかし、彼はいずれの条件もインディアスでは充たされたことはないと考え、従ってイスパニア人によるインディオ支配は不当であると断じた⁶⁶⁾。これに対し、モトリニアは支配の正当性を論じて次のように述べている。

“先年、アントニオ・デ・メンドーサ閣下が陛下より派遣されて当地に着かれた後、この国の首長と要人が一堂に会したことがありますが、席上彼らは自分たちがいまや聖なるカトリックの信仰を受け入れ、かつこの戦争と生費から自由となって平和と正義の下に生きられることを謝して、再度自らの発意に基づいた恭順の意を厳かに陛下に対して表わしているのであります。”⁶⁷⁾

“イスパニア人がやって来てキリスト教の信仰を受け入れるように言われた時、彼ら（テツココ、タクーバ、メキシコの各首長）は改宗して陛下の臣下となりました。”⁶⁸⁾

同じような《自発的改宗》の例はヌエバ・エスパーニャの征服の記録を残したベルナル・ディアス・デル・カスティーリョによっても述べられている。それらの記述はいずれも、文面通りにとれば、ラス・カサスの主張する《自発的選挙》、《自発的改宗》を意味し、従ってイスパニア国王はインディアスを至高の支配者として正当に統べていることになる。そこで、ラス・カサスにとっては、外見上の、結果としての《自発的行為》よりもその行為の動機が非常に大きな重要性を帯びるのである。彼は『インディアスの破壊についての簡潔な報告』の中で次のように述べている。

“恐怖心を植えつけられ、脅迫されれば、インディオたちでなくとも、その見知らぬ王の支配に従い、支配権を認めるようになるであろう。しかし、だからといって、野望と悪魔のような貪欲さに心を奪われて盲目になった人たちがいささかも正当な権利を手に入れたことにはならない。それは彼らがインディオたちを怯えさせたり、不安がらせたりして手に入れた支配権にすぎないからである。”⁶⁹⁾

つまり、ラス・カサスは恐怖心にかからせて“自発的選挙”が行なわれる事実を指摘し、その不当性を強調する。これはビトリアも述べた“真に自発的な選挙”⁷⁰⁾とはならないからである。とは言え、ラス・カサスはインディアスにおける《自発的選挙》《自発的改宗》の可能性を否定しているわけではなく、事実、ベラパスやユカタンにおける例を挙げている。ただその可能性はイスパニア人の武力侵略が行なわれていない未征服地にのみ限定され、メキシコ市のようにすでに征服された所では《自発的選挙》は生じえないというのがラス・カサスの主張である。なぜなら、ラス・カサスによれば、イスパニア国王のインディアス支配の唯一の権原はインディオの改宗化にもとづき、その改宗化はあくまで平和的でなければならないからである。従って、モトリニアの記す出来事が事実か否かは別に、ラス・カサスにとれば、それは恐怖心にかかられての結果に過ぎない。換言すれば、目的（布教・改宗化）を重視するモトリニアに対し、ラス・カサスは目的と手段の調和の必要性を強調するのである。

〔Ⅱ-2〕 インディオ奴隷に関して：別稿でも明らかにしたとおり、ラス・カサスはとくにヌエバ・エスパーニャにおけるインディオの奴隷化を批判した論文『インディオの奴隷化について』を通じて、いかなる理由によろうともインディオを奴隷化することは不法であると論じ、奴隷の即時解放を強く訴えた⁷¹⁾。同論文を読んだモトリニアは“奴隷売買は長年陛下の焼印の付いた者だけを対象に公けの形で行なわれたのであって、しかも数年の間は正当な権利に基づく行為として、多くのイスパニア人がこれを行ないうる事態が続いたからであります”⁷²⁾と記している。《正当な権利に基づく行為》としての奴隷化とは、異教徒が抵抗もしくは反乱した場合、そこで捕えた捕虜は正当に奴隷として扱うことができるという中世以来の伝統的な考えに依拠している⁷³⁾。この考えはキリスト教を受容せずイスパニア国王を至上の君主として認めないインディオを反抗的インディオとみなし、彼らに対する戦争を正当化した文書《レケリミエント》（催告）の中にも生きている⁷⁴⁾。従って、モトリニアはレケリミエントの精神を受け継いでいると言える。なぜなら、イスパニア人による戦争をことごとく不正とみなすのみならず、インディオの自衛権や抵抗権を自然法にもとづいて正当化するラス・カサスに対し、モトリニアはインディオの自衛権などには思いも及ばず、イスパニア人の飽くことのない貪欲な行為を“わけも分らぬままになされた束の間のこと”⁷⁵⁾、インディオを虐待したイスパニア人は“無残な死に方をする”⁷⁶⁾と言ってしまっているだけである。いまひとつイスパニア人がインディオ奴隷を獲得する方法に《レスカテ》と呼ばれるものがあった。これはイスパニア人による征服以前からインディオ社会で行われていた奴隷制を利用したもので、インディオ奴隷を所有するカシーケからイスパニア人が代価を支払って買取する方法である。この方法は王室によっても一時認められてもいた⁷⁷⁾。モトリニアは、ラス・カサスが『インディオの奴隷化について』で列举するインディオ間の奴隷化の条件⁷⁸⁾はことごとく事実と反するとし、『布教史』とは別の作品⁷⁹⁾の中でインディオ間で行なわれていた奴隷制に詳しく言及している。彼はインディオ間の奴隷はヨーロッパにおける奴隷とは違い、

財産を有し、時には奴隷をも従え、しかも、奴隷の子は自由人とみなされていると記し、奴隷化の条件として11項目を挙げている⁸⁰⁾。ラス・カサス同様、モトリニアも『布教史』の中で“彼らの間には法的にみて真の奴隷と言える者は一人もいなかった”⁸¹⁾と記しているが、その事実を深く考察するに至らなかった。それに対し、ラス・カサスは奴隷化の条件の合法性を問題とし、キリスト教的観点からみて不当と考えられるインディオ間の奴隷制をイスパニア人がそのまま認めて利用するのはその不当性を黙認するに等しいと論じる⁸²⁾。従って、ラス・カサスによれば、仮令インディオ間で奴隷制が行なわれているにせよ、キリスト教徒はそれを理由にインディオ奴隷を買取することはできないのである。

〔Ⅱ-3〕 エンコミエンダに関して：エンコメンデロはインディオの教化教育を行なう義務を負うという原則論では、ラス・カサスとモトリニアは意見の一致をみる。しかし、エンコメンデロの現実の行為に関しては両者の立場は対極的な関係にある。モトリニアは述べる。

“多くのイスパニア人がそれぞれにできる範囲内であるいは自分たち自身がさきに立って、またあるいは家僕の者に命じたりして原住民の教化教育と履行してきている……原住民の委託を受けているイスパニア人のほとんどの者は修道士に自分たちの町や村に在住してもらっているか、ないしは原住民の教化と秘跡の授与のために他所から来てもらうようにしているかのどちらかであるのが今日の実態です。”⁸³⁾

“原住民の委託を受けている側にも、査定額を超えるものはたとえカカオの実一粒と言えども取ってこれを原住民から取り立てようなどとする者はおりません。”⁸⁴⁾

これはいずれもエンコメンデロについての現情報告である。モトリニアは過去にインディオの納める税の軽減をめぐるエンコメンデロと対立したこともあり、エンコメンデロが“インディオを奴隷として扱い、その汗と労働によって自分の財産を築くことに熱中している”事実を目撃し、彼らの態度を《暴虐と残酷》の二語に尽きるとまで記してもいた。『布教史』にみられるそのような厳しい指弾の語調と上に引用した文から明らかなのは、モトリニアがエンコミエンダ制そのものよりもエンコメンデロ個々人のモラルを問題としていたということである。S. サバーラの指摘するように⁸⁶⁾、エンコミエンダに対するモトリニアの立場は、“エンコミエンダは国王より譲渡される税にすぎず、従ってその正当性を議論するのは国王が徴収する税そのものの正当性を問題とすることになる”ということ、そして“エンコミエンダはもはやかつてのような専横的な制度ではなく、個々人の越権行為を妨げようと努めた国家が法律によって抑制した制度である”という二点に要約される。一方、ラス・カサスはまず、“インディアスにいるイスパニア人は無知で神にも見捨てられるような非道な振舞いに身をやつしているから、インディオにキリストの教えを説くなど到底できるわけがない”と論じる⁸⁷⁾。このような絶対的な確信は自らもかつてはエンコメンデロであったという彼の実体験に支えられているのは否定しえない。エンコメンデロの非道な行為を論拠に既存のエンコミエンダを攻撃したのち、ラス・カサスはさらにすすんでエンコミエンダ制自体の不法性を明らかにする。つまり、彼はエンコミエンダをインディオが生来有

する自由を奪う制度であるばかりか、君主の同意取得義務や人民の抵抗権をも無視する不正かつ専横的な制度であると断じるのである⁸⁸⁾。また、別稿でも明らかにしたように⁸⁹⁾、ラス・カサスはインディオへのイスパニア人の賠償義務の対象を金・銀・財宝などの戦利品から租税にまで拡大したことによって、1549年2月の勅令でその基本的性格に大巾な変更が加えられ、原住民労働力徴発制度から原住民の納める租税受益制度へと法的な面で変ったエンコミエンダ制をも不正なものとして否定した。エンコミエンダをめぐるラス・カサスとモトリニアの対立はイスパニア国王の主権下にかつてのインディオの王国の再建を希求する政治家と、現実の布教活動や日常生活の上で少なからずエンコメンデロに依存せざるを得なかった伝道師との対立をみることができよう。

以上、簡単にモトリニアとラス・カサスの見解の相違をいくつかの問題に限定して検討してきたが、それ以外にも、例えばインディオの荷役、人口減少の原因などの問題をめぐって両者の意見は対立している。《インディアスの使徒》と呼ばれるラス・カサスと終末論思想の影響を受けインディアスを《第5番目のイエス・キリストの王国》とみるモトリニアとの対立をめぐっては、これまで多様な解釈が下されてきた。両者の対立をカルロス五世の主権下に消滅したインディオの王国の再建を希求するラス・カサスとアランド伯の理念に250年、イグワラ計画におよそ300年も先行する政治的見解をもつモトリニアとの対立とみて両者の政治的理念の相違に原因を求める説もあれば⁹⁰⁾、改宗化の方法をめぐる見解の相違を原因とする説もある⁹¹⁾。後者の説によれば、ラス・カサスはたえず《来るべき改宗者》の意識を考慮した布教活動の実施を求めたのに対し、モトリニアはインディオの早急な改宗化を望んだはるかに現実主義的な人物であった。『布教史』などのモトリニアの作品の翻訳者である小林一宏氏はどちらかと言えば後者に近い説をとり、モトリニアとラス・カサスの対立をフランシスコ会とドミニコ会の対立とみなし、さらには両修道会の体質にまでその原因を求めている⁹²⁾。エスパニョーラ島におけるフランシスコ会士とドミニコ会士の対立、トラスカラにおけるインディオへの授洗をめぐるラス・カサスとモトリニアの対立、成人インディオへの授洗に関するフランシスコ会とドミニコ会の対立等を考慮に入れると、小林説も頷ける。しかし、両者の対立をそのように修道会同士の対立へ還元するのはやや短絡的なきらいがある。なぜなら、モトリニアはドミニコ会士ドミンゴ・デ・ベタンソスを敬虔な修道士と呼び、彼の書簡を引いてラス・カサスを批判しているからであり⁹³⁾、いまひとつは、モトリニアがカルロス五世宛の書簡を認める契機となったのはラス・カサスのとくに『告解規範』の印刷刊行であり⁹⁴⁾、批判も主として同作品にみられるラス・カサスの理論や事実認識の方法と司教としての彼の行動に向けられているからである。モトリニアは、“彼（ラス・カサス）は陛下を糾弾の主たる的にしているというか、ないしは陛下に讒言の限りを浴びせているということにはほかなりません”⁹⁵⁾と述べ、ラス・カサスの挙げる賠償義務の理由に反論している。その反論の中に、ラス・カサスと対立するに至った真の原因をよみとることができる。モトリニ

ーアは“この国が他人の土地である”⁹⁶⁾ 事実を認識しながらも、そこへ武力で闖入したコルテス軍の不法行為を問題としない。すでに引用した文からも判るように、彼は征服の結果虐待され殺されたインディオには同情の念を寄せるが、それも結局は《神罰》であるという一語で片付けられてしまう。従って、彼は征服によってインディオが受けたトラウマには全く気付かないのである。彼は“今はもう時代が以前とは違います”⁹⁷⁾ と断言し、“彼ら（インディオ）は陛下に与える以上のものを陛下から与えられているのです”⁹⁸⁾ と征服の成果を自信をもって報告する。一方、ラス・カサスは征服の結果、“どれほど大勢の人が現世の孤独と来世における永劫の苦しみを味わわされたことか”と叫ぶ。征服の結果に関する両者のこうした評価の違いに関して、小林氏は“モトリニアはアンティール諸島の悲劇をその目でみていないし、いわんやラス・カサスのような贖罪意識に苦しめられるような過去を持っていなかった。ここに絶対に埋めることの出来ない二人にとっての溝があった”と述べる。そして、ラス・カサスの贖罪意識は彼がエスパニョーラ島でインディオの委託を受けていたことと反乱インディオの討伐に参加したという過去の体験より生じたと言う⁹⁹⁾。確かにラス・カサスが第三人称で自己を語る『インディアス史』の中でかつての「植民者」「従軍司祭」ラス・カサスを断罪していく自己批判の中に贖罪意識に苦しむ姿を看取することも可能である。しかし、その贖罪意識は最初は極めて個人的なものであったが、クマナーでの試みの挫折を経てドミニコ会士となって冥想生活を送った頃からキリスト教徒であれば当然共有すべきものであるという認識に至ったと考えられよう。なぜなら、この時期に彼は以前に王室へ提出していた覚書や植民計画とは全く異なる思想の持主へと変貌していたからである¹⁰⁰⁾。すなわち、征服行為そのものの不当性を認識していたのである。それは『あらゆる人々を真の信仰に導く唯一の方法』と『インディアス史』の執筆がこの時期に始められたという事実からも実証されよう。征服の悲惨さはラス・カサス同様モトリニアも知っていた。しかし、モトリニアにとっては、インディオの死は神罰にすぎず、征服は神の御業であった。彼はその意味では中世レコンキスタの精神を受けつぐ人物であり、ラス・カサスのように《発見》と《征服》を区別することなく、イスパニア人の連続的な偉業とみなすことができた。そこに両者が対立するに至る大きな原因が存在したと言える。つまり、《征服》という行為自体への認識において両者は根本的に対立していたのである。ラス・カサスは1542年の文書で“カスティージャ国王によるインディアス支配と彼らの改宗化が必然的にインディオに死と破滅をもたらすのであれば、国王は支配から手をひき、インディオはずっと異教を奉じていてもかまわない”と述べている¹⁰¹⁾。従って、インディアスにイエス・キリストの王国を築くという同一の期待をもちつつも、征服によってその実現性が失われていくのを凝視するラス・カサスと征服によって期待が実現していくと考えるモトリニアとが対立したのは歴史的な必然であった。換言すれば、《すべての人々》の救霊を求めるラス・カサスと《多くの^多人々^の》の救霊を望むモトリニアの対立は歴史観にかかわる性格のものであった。フランシスコ会士たちにとり新世界の原住民の消滅は、同地での使命が終れば、そこを単なる懸橋として次にアジアの福音化が待っていることを意味しうるにすぎなかった

というセシリア・フロストの指摘¹⁰²⁾ はラス・カサスとモトリニアの対立の本質を鋭く突いて
いると言えよう。

(注)

- 1) 例えば Santa María, C. Saenz de: “Una clausula desconocida del testamento de Fray Bartolomé de Las Casas y el último período de su vida, 1547-1566” en *Estudios sobre Fray Bartolomé de las Casas*. Sevilla, 1974. pp. 97-121. 106.; Friede, Juan: *Bartolomé de Las Casas, precursor del anticolonialismo. Su lucha y su derrota*. México, 1974. pp. 200-204.
- 2) 50年代後半に顕著なのはインディオの納める租税の査定、有償労働制レパルティミエントの導入や国庫収入関係の法令が瀕繁に出されていることである。〔参照 Sarabia Viejo, María Justina: *Don Luis de Velasco. Virrey de Nueva España 1550-1564*. Sevilla, pp. 86-96.; Miranda, José: *El tributo indígena en la Nueva España durante el siglo XVI*. 2ª. edición. México, 1980. pp. 121-129.; Zavala, Silvio: *El servicio personal de los indios en el Perú (extractos del siglo XVI)*. México, 1978. pp. 7-26.]
- 3) Manzano, Juan M. y, *La incorporación de las Indias a la Corona de Castilla*. Madrid, 1948. pp. 200-201. グレゴリオ・ロペスに関しては Martínez Cardós, José: *Gregorio López, consejero de Indias, glosador de las Partidas (1496-1560)*. Madrid, 1960. を参照されたい。この訓令は Konetzke, Richard: *Colección de documentos para la historia de la formación social de Hispanoamérica, 1493-1810*. Madrid, 1953. Vol. I に収められている (Doc. 242, pp. 335-339).
- 4) 第5項目: “Otro si proveeréis que se persuada a los indios que *de su voluntad* vengan al conocimiento de nuestra santa fe católica y a nuestra sujeción...” 第19項目: “Otro sí, si los dichos naturales y señores dellos no quisieren admitir los religiosos predicadores después de haberles dicho el intento que llevan... y les hubieren requerido muchas veces que los dejen entrar a predicar y manifestar la palabra de Dios, los dichos religiosos y españoles *podrán entrar en la dicha tierra y provincia por mano armada y oprimir a los que se los resistiesen y sujetarlos y traerlos a nuestra obediencia...*” (Konetzke: *Op. cit.*)
- 5) 拙稿: “Fray Bartolomé de Las Casas y el problema de la perpetuidad de la encomienda en el Perú” en *Histórica*, Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima. Diciembre-1981. Vol. V. Num. 2 pp. 263-294. 277-279.
- 6) Hanke, Lewis: *Aristotle and the American Indians. A Study in Race Prejudice in the Modern World*. Indiana University Press, 1970. p. 83 [邦訳『アリストテレスとアメリカ・インディアン』佐々木昭夫訳 岩波新書, 1974年. 127頁]
- 7) 拙稿「ラス・カサスとフェリペ二世〜ペルーのエンコミエンダの恒久化をめぐる〜」『南欧文化』文流. 1982年. No. 8 pp. 38-60, 46.
- 8) 参照 Carande, Ramón: *Carlos V y sus banqueros*. Madrid, 1949. Tomo II. pp. 122-124.; Larraz, José: *La época del mercantilismo en Castilla (1500-1700)*. Madrid, 1963. Cap. II. pp. 17-70.
- 9) Parry, John H.: *The Spanish Theory of Empire in the Sixteenth Century*. Cambridge University Press, 1940. p. 72.
- 10) Friede: *Op. cit.*, pp. 195-205. フリーデはラス・カサスを16世紀のイスパニアおよびインディアスの社会構造に深く根ざした運動、つまり原住民擁護を訴える激しい社会運動——彼をこれを《16世紀インディヘニスタ運動》と呼ぶ——の代表であり、決して《狂信的理想主義者》ではなく、少くとも1550年代まではその運動は広く社会の中で支持を得ていたと考える (Friede, J.: “Fray Bartolomé de Las Casas, exponente del movimiento indigenista español del siglo XVI” en *Revista de Indias*. Madrid, 1953. No. 51. pp. 25-55)

- 11) 例えば：1555年8月24日，アウグスチヌス会士ニコラス・デ・ヴィテはメスティトラン（ヌエバ・エスパニーヤ）より1/10税の徴収に苦しむインディオの状況の改善をラス・カサスに要請（Cuevas, Mariano: *Documentos inéditos del siglo XVI para la Historia de México*. México, 1975. Doc. XLII. pp. 242-244）
 1558年2月20日，アステカ王国征服に関する貴重な史料を認めたベルナル・ディアス・デル・カステリーヨはグワテマラより同地におけるイスパニア人の非道な所業を報告，善処を求めた（Fabié, Antonio María: *Vida y escritos de Don Fray Bartolomé de Las Casas, obispo de Chiapa*. Madrid, 1879. Tomo II. pp. 190-194）.
 1558年6月16日，メキシコ市のアウディエンシアの聴訴官^{オイドール}ロレンソ・レブローン・デ・キニョネス（ヌエバ・ガリシアの巡^{ビシタ}察を実施，インディアス新法の遵守を強く求めた結果，植民者らと対立）は《レシデンシア》の際に自己に帰せられた罪は不当なものであるから，自分が本国に帰国して実情報告するまで《レシデンシア》の判決決定は延期されるべきであると伝え，審議延期を命ずる勅令が發布されるよう努力して欲しいと依頼（Fabié: *Ibid.*, pp. 204-206）.
 また，同年9月1日，同じアウディエンシアの記録官^{レタドール}フランシスコ・デ・モラレスはヌエバ・エスパニーヤおよびグワテマラにおけるインディオの状況を報告，善処を要請（Montoto, Santiago: *Colección de documentos inéditos para la historia de Ibero-América*. Madrid, 1927. Tomo I. pp. 229-234）
 1554年1月23日，クイトラワク（ヌエバ・エスパニーヤ）のインディオはラス・カサスに宮廷において彼らの代表として活動する権限を与えた（Hanke, Lewis y Giménez Fernández, Manuel: *Bartolomé de las Casas, 1474-1566. Bibliografía crítica y cuerpo de materiales*. Santiago de Chile, 1954. Doc. 391. pp. 163-164.）
 同じく1556年5月2日にはメキシコの主たるカシーケたちが宮廷における彼らの保護者にラス・カサスを任命するようフェリペ二世に要請（Paso y Troncoso, Francisco del: *Epistolario de Nueva España*. México, 1940. Tomo VIII. Doc. 439. p. 66.; León-Portilla, Miguel: “Las Casas en la conciencia indígena del S. XVI. La carta a Felipe II de los principales de México en 1566”, en *Estudios sobre política indigenista española en América*. Valladolid, 1977 Tomo III. pp. 21-27），さらに1559年7月17日，ペルーのインディオがラス・カサスとドミンゴ・デ・サント・トマスを宮廷における彼らの代表に任命，全権を与えた（Hanke, L. y Giménez Fernández, M.: *Op. cit.*, Doc. 423. p. 178）
- 12) 1555年頃，新世界のインディオが蒙っている虐待をフェリペ二世に報告し抗議，また同じ頃インディアス枢機会議にタンピコとタマウリパスの改宗化の援助を要請（修道士アンドレス・デ・オルモスより依頼を受けていた）.
 また，1558年，グワテマラのアウディエンシアが数名のカシーケを不当に罷免したことに抗議．（参照 Hanke, L. y Giménez Fernández, M.: *Op. cit.*, Docs. 365, 404, 405, 420.; Pérez Fernández, Isacio: *Inventario documentado de los escritos de Fray Bartolomé de Las Casas*. Puerto Rico, 1981. Docs. 277, 278, 285, 286, 292, pp. 664-688.）
- 13) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品(6)——論文の出版，1552～53年——」『大阪外国語大学学報』，第49号，1980年. pp. 57-74, 62-64.
- 14) 石原保徳『インディアスの発見——ラス・カサスを読む——』田畑書店. 1980年. p. 34.
- 15) Motolinía, Fr. Toribio de: “Carta al emperador Carlos V. Enero 2 de 1555” en *Historia de los indios de la Nueva España*. México, 1969. pp. 203-221. 207b. 同書簡および *Historia...* は邦訳されているので，本稿での引用文はすべて邦訳版に従う．ただし用語の統一を図るため，訳語を少し変えた個所があるので断っておく（例：スペイン人→イスパニア人）.
 〔モトリニア 『ヌエバ・エスパニーヤ布教史』小林一宏訳，大航海時代叢書第Ⅱ期14. 岩波書店，1979年〕上記引用文は邦訳版522頁に掲載．
- 16) Benítez, Fernando: *Los primeros mexicanos [La vida criolla en el siglo XVI]*. 3ª. edición. México, 1965. p. 81.
- 17) モトリニアの生涯については邦訳版に詳細な年譜が掲載されているので参照されたい（583-601頁）.
 Fernando Ramírez, José: *Fray Toribio de Motolinía y otros estudios*. [edición, prólogo y notas de Antonio Castro Leal. Segunda edición corregida y aumentada. México, 1957. pp. 1-191] は19世紀中葉に著わされたものであるので依拠している史料に問題はあるが，モトリニアの生涯を扱った古典的と

- も言える作品で、今日でも有益である。尚同書の初版（1858）は García Icazbalceta, Joaquín: *Colección de Documentos para la Historia de México*. 2ª. edición. México, 1971. 2 tomos. Tomo I. pp. XLV-CLIII. に収録されている。
- 18) María Martínez, Manuel: “Las Casas-Motolinía”, en *Ciencia Tomista*. Salamanca, Núms. 320-321. Año LXIII-Tomo XCIX. pp. 447-459.
 - 19) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(3)」英知大学論叢『サピエンチア』第11号, 1977年 pp. 125-145. 140-144.; 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(4)」『大阪外国語大学学報』第40号, 1978年. pp. 103-118. 112.
 - 20) 邦訳『皇帝カルロス一世への書簡』（以下『書簡』と略す）520頁：Carta... p. 207a.
 - 21) 『書簡』515頁. “...el principal señorío de esta Nueva España, cuando los españoles en ella entraron, no había muchos años que estaba en México o en los mexicanos; y... los mismos mexicanos lo habían ganado o usurpado por guerra...” (Carta, p. 205a.)
 - 22) この理論はとくに『王権とインディオの正義について』で政治哲学的に論じられている〔参照 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(6)…」』『大阪外国語大学学報』第49号. 1980年. pp. 57-74, 66-68.〕
 - 23) Paso y Troncoso, F. del: *Op. cit.*, VII. Doc. 369. pp. 31-36.: “Carta al rey, del conquistador Ruy González, diciendo que la ciudad de México, que él había ayudado a ganar, no debía trasladarse del lugar en que estaba; y oponiendo razones a las ideas que predicaba el padre fray Bartolomé de las Casas” ルイ・ゴンサレスはラス・カサスの『告解規範』に反論したあと次のように記している：“Moteuzuma, el señor que aquí hallamos, no era legítimo señor y esta ciudad de México, por ser tan fuerte porque estaba metida en la mar, todas las otras poblaciones tomaba y usurpaba con su gran poder, y hacía esclavos y sacrificaba gentes estrañas sin que nadie les pudiese ir a la mano...” (p. 33).
 - 24) Manzano, J. M. y: *Op. cit.*, pp. 242-265.; Hanke, Lewis: *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America*. Philadelphia, 1949. pp. 162-172. 〔邦訳『スペインの新大陸征服』染田秀藤訳, 平凡社, 1979年. pp. 256-274.〕
 - 25) 『書簡』514頁. Carta... p. 205b. モトリニアは『布教史』第1巻第6-11章で詳しく原住民の宗教儀式に言及している。
 - 26) 同上. 558-559頁. Carta... pp. 217b-218a.
 - 27) 参照 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(4)」 p. 109.; Ginés de Sepúlveda, Juan: “Así, pues, ¿dudaremos en afirmar que estas gentes tan incultas, tan bárbaras, contaminadas con tan nefandos sacrificios e impías religiones, han sido conquistadas por Rey tan excelente, piadoso como fué Fernando y lo es ahora el César Carlos...?” (*Democrates segundo o De las justas causas de la guerra contra los indios*. Edición crítica bilingüe, traducción castellana, introducción, notas e índices por Angel Losada. Madrid, 1951. p. 38)
 - 28) Vitoria, Francisco de: “De los indios” en *Obras de Francisco de Vitoria*. Biblioteca de Autores Cristianos 198. Madrid, 1960. pp. 641-810. Cap 15. 720-721. 〔邦訳は伊藤不二男著『ビトリアの国際法理論』有斐閣, 昭和40年. に収録. 193-291頁. 285.〕
 - 29) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(5)…」『大阪外国語大学学報』第44号. 1979年. pp. 67-85. 77.
 - 30) Las Casas, *Tratado comprobatorio del imperio soberano y principado universal que los Reyes de Castilla y León tienen sobre las Indias*. [Tratados de Fray Bartolomé de Las Casas. 2 tomos. México, 1965 に収録] Tomo II. pp. 915-1233. 1015.: “Y puesto que socorrer los opresos e atribulados y que padecen fuerza y agravios de otros que más pueden injustamente, pertenezca y comprehenda a todos los hombres del mundo, personas privadas e públicas, grandes y chicos, de ley natural y también por precepto común de

- charidad e divino, e por esto cualquiera varón poderoso... podría y debería y sería obligado a librarlos, pero a ninguno en todo el orbe pertenece así de derecho, como juez e persona pública, sino al Summo Pontífice.”
- 31) Vitoria: *Op. cit.*, p. 720. “sin necesidad de la autoridad del Pontífice, los españoles pueden prohibir a los bárbaros toda costumbre y rito nefasto.”
 - 32) *Apología de Fray Bartolomé de Las Casas contra Juan Ginés de Sepúlveda*. (traducción castellana de los textos originales latinos, introducción, notas e índices por Angel Losada) Madrid, 1975. Caps. 15-41. pp. 192-313.
 - 33) *Ibid.*, Cap. 28 p. 247.
 - 34) *Ibid.*, Caps. 28-40. pp. 247-309.
 - 35) García Gallo, Alfonso: *Las Casas, jurista*. Madrid, 1975. p. 69.
 - 36) 『書簡』536頁. *Carta...* p. 211a.
 - 37) Phelan, John L.: *El reino milenar de los franciscanos en el Nuevo Mundo*. México, 1972. p. 17.
 - 38) 『布教史』第3巻第4章, 355頁. *Historia de los indios...* pp. 134b-135a.
 - 39) 参照 Ricard, Robert: *The Spiritual Conquest of Mexico. An Essay on the Apostolate and the Evangelizing Methods of the Mendicant Orders in New Spain: 1523-1573*. Berkeley, 1966.; Baudot, Georges: *Utopie et histoire au Mexique. Les premiers chroniqueurs de la civilisation mexicaine (1520-1569)*. Toulouse, 1976. Chapitre V pp. 240-325. 16-17世紀に著されたクロニカでモトリネーアの活動を詳細に記したものとしては次の二点がある. 著者はいずれもフランシスコ会士であり, 改宗化活動におけるフランシスコ会士の役割を美化していることは否めない: Mendieta, Fray Gerónimo de: *Historia eclesiástica indiana*. 2ª. edición México, 1972.; Torquemada, Fr. Juan de: *Monarquía indiana*. 4ª. edición 4 vols. México, 1969.
 - 40) 『書簡』536頁. *Carta...* p. 211a: “..., y los que no quisieren oír de grado el santo Evangelio de Jesucristo, sea por fuerza; que aquí tiene lugar aquel proverbio «más vale bueno por fuerza que malo por grado»; ...”
 - 41) Phelan: *Op. cit.*, pp. 153-154.
 - 42) 無論, インディアスはイスパニア王室に帰属するという前提のもと, モトリネーアはじめフランシスコ会士が考えたのは福音化活動を保証するのに不可欠な場合のみ武力行使は正当化されるということである(所謂“予防戦争” guerra preventiva). 参照 Gómez Canedo, Lino: *Evangelización y conquista. Experiencia franciscana en Hispanoamérica*. México, 1977. pp. 69-74.
 - 43) Las Casas, B. de: *Del único modo de atraer a todos los pueblos a la verdadera religión*. (Advertencia preliminar de Agustín Millares Carlo. Introducción de Lewis Hanke) 2ª. edición. México, 1975. Cap. XVII p. 185. “...Cristo concedió a los apóstoles solamente la licencia y autoridad de predicar el evangelio a los que voluntariamente quisieran oírlo, pero no las de forzar o inferir alguna molestia o desagrado a los que no quisieren escucharlos. No autorizó a los apóstoles o predicadores de la fe para que obligaran a oír a quienes se negaran a ello, ni los autorizó tampoco para castigar a quienes los desearan de sus ciudades; ...”.; 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(1)」『サピエンチア』9号. 1975年. pp. 137-156. 142-146.
 - 44) *Apología de Las Casas...* *cit.*, Cap. 26, pp. 237-242.
 - 45) *Ibid.*, Caps. 42-49 pp. 315-357.; 拙稿, 前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(5)」pp. 76-77.
 - 45) 1556年1月22日付の史料によると, 1552年にベラパスにあるポチトラとラカンドンの村が反乱を起こし, 教会を焼き払い, 修道士を殺害し人身犠牲を行なった (Remesal, Fr. Antonio de: *Historia general de las Indias Occidentales y particular de la gobernación de Chiapa y Guatemala*. Biblioteca de Autores Españoles (以下 BAE. と略す) CLXXXIX. Madrid, 1966. Lib. X. Cap. XI-XIII, XVII-XVIII pp. 308-318; pp. 334-344. Hanke y Giménez Fernández: *Op. cit.*, Doc. 408. p. 173) また, 1556年5月14日

- 付でグワテマラのドミニコ会士たちはインディアス枢機会議に同じくベラパスのインディオの反乱に関する報告を送付し、ドミニコ会士の援助要請にも拘わらず、平和的改宗化計画に反対するアウディエンシアが事態を静観したと非難している (Saint-Lu, André: *La Vera Paz, Esprit évangélique et colonisation*. Paris, 1968. Appendice documentaire pp. 462-464.) ラス・カサスは1561年8月30日の時点でもベラパスの平和的植民化の成功を例証して自論を展開している (Las Casas: *Los tesoros del Perú*. traducción y anotación de Angel Losada. Madrid, 1958. p. 295.)
- 47) 『書簡』529頁. *Carta...* p. 209a-b.
- 48) 『布教史』第1巻第3章. 70頁. *Historia de los indios... cit.*, p. 23a.
- 49) *Ibid.*, loc. cit. “スエバ・エスパーニャにいる人々は是非とも目を開き、これらの島々の原住民の死を教訓として活かすべきである” (“¡oh cuánta razón sería en la Nueva España abrir los ojos y escarmentar en los que de estas islas han perecido!”)
- 50) 『書簡』525-526頁. *Carta...* p. 208a-b.
- 51) 『布教史』第2巻第4章. 233-249頁. *Historia de los indios... cit.*, pp. 86-90.; Ricard, R.: *Op. cit.*, Chap. 4 “Prebaptismal Instruction and the Administration of Baptism” pp. 83-95.
- 52) Pérez de Tudela, Juan: “Significado histórico de la vida y escritos del Padre Las Casas”, Estudio preliminar en *Obras escogidas de Fray Bartolomé de Las Casas*. BAE. XCV. Madrid, 1957. pp. IX-CLXXXVIII. CXLI.
- 53) Hanke, L. y Giménez Fernández, M.: *Op. cit.*, Doc. 159. p. 65.
- 54) Saint-Lu, A.: *Op. cit.*, p. 430. ベラパスに於ける洗礼授与に関しては1549年修道士トマス・トッレが定めた次のような規則がある: «Que ninguno se bautice, principalmente en la provincia de la Verapaz, sino en el tiempo pascual, según la ordenación de la iglesia, y que los que se han de bautizar por lo menos sean enseñados por espacio de dos meses continuos, y sean instruidos en la fe y buenas costumbres, y por todo el demás tiempo se tenga gran cuidado con ellos, y antes del bautismo segunda vez los examinen, y desta suerte sean admitidos al sagrado bautismo, y no de otra suerte, so pena de grave culpa». (en Remesal: *Op. cit.* Lib. IX. Cap. XVII. §6. p. 254.)
- 55) このことは各修道士が夫々所属する修道会の洗礼に関する立場を遵守していたことを必ずしも意味しない。〔参照 Borges, Pedro: *Métodos misionales en la cristianización de América. Siglo XVI*. Madrid, 1960. pp. 494-513.; Llaguno, José A.: *La personalidad jurídica del indio y el III Concilio Provincial Mexicano (1585)*. México, 1963. pp. 19-22.〕グワテマラでは管轄区域をめぐってフランシスコ会士とドミニコ会士が対立していた (Remesal: *Op. cit.*, Lib. X. Cap. I §1 pp. 269-279).
- 56) 参照 Queraltó-Moreno, Ramón Jesús: *El pensamiento filosófico-político de Bartolomé de Las Casas*. Sevilla, 1976. pp. 206-210.
- 57) Las Casas: *Tratado comprobatorio... cit.*, p. 1147.
- 58) 『書簡』517頁. 538頁. *Carta...* p. 206b. p. 212a.
- 59) *Ibid.*, loc. cit., “...esto, por los pecados, según parece en el reino de los cananeos...”
- 60) 拙稿「セプールベダとラス・カサスの論争——『異論』と『反論』——」*Estudios Hispánicos* (大阪外国語大学イスパニア語学科発行) Vol. V. 1978年. pp. 113-130. 114.
- 61) Las Casas: *Tratado comprobatorio... cit.* pp. 1095-1097.
- 62) J. B. モラル『中世の政治思想』柴田平三郎訳 未来社, 1975年. 114頁. ホスティエンシスの理論に関してはモラルの『前掲書』および拙稿「イスパニアのアメリカ征服に関するマティアス・デ・パスとパラシオス・ルビオスの理論」『サピエンチア』第7号. 1973年, pp. 125-149. 128. 註(14)を参照されたい.
- 63) 『布教史』第3巻第3章. 344頁. “神が彼ら修道士をこのカナアンの地に遣わされたのは...彼らの手によってこの異教徒の間に神への新しい祭壇が築かれ、神の聖なる御名と信仰が多くの人々に広められて

いくためであった。” *Historia de los indios... cit.*, p. 130b.

- 64) 参照 Frost, Elia C.: “El milenarismo franciscano en México y el Profeta Daniel” en *Historia Mexicana*. México, 1976. Vol. XXVI, Julio-Septiembre. Num. 1-101. pp. 3-28. 13-21.; Baudot: *Op. cit.*, Chap. VI. pp. 241-386.
- 65) Las Casas: *Principia quaedam ex quibus procedendum est indisputatione ad manifestandam et defendendam iustitiam yndorum*. (Tratados... México, 1965. Tomo II に所収) pp. 1234-1273. 1245.
- 66) Las Casas: *Treinta proposiciones muy jurídicas*. (Obras escogidas de Fray Bartolomé de las Casas. Tomo V. Opúsculos, cartas y memoriales. BAE. CX. Madrid, 1958. に所収) pp. 249-257. 253b. この第19命題はのちに修正される(参照 Las Casas: *Los tesoros... cit.*, pp. 265-267.)
- 67) 『書簡』535頁. *Carta...* p. 211 “...después que V. M. envió a don Antonio de Mendoza, se ayuntaron los señores y principales de esta tierra. y de su voluntad, solenemente(sic), dieron de nuevo la obediencia a V. M. por verse, en nuestra santa fe, libres de guerras y de sacrificios, y en paz y en justicia.”
- 68) 同上, 544頁. *Ibid.*, p. 213b.
- 69) Las Casas: *Brevísima relación de la destrucción de las Indias*. Barcelona, 1974. p. 64. [邦訳『インディアスの破壊についての簡潔な報告』染田秀藤訳, 岩波文庫, 1976年. 70-71頁].
- 70) ビトリアはイスパニア人がインディオを正当に支配するための第六番目の権原として《真実の自発的選挙》を挙げ, 次のように述べている: “野蛮人自身が, イスパニア人たちの聡明な政治とその人道的なことをよく理解して, 支配者もその他のものとともに, 自発的にイスパニアの王を彼らの君主と認めようと欲する場合である.” (伊藤不二男: 『前掲書』286頁; Vitoria: *Op. cit.*, pp. 721-722)
- 71) 拙稿, 前掲論文「バルトロメ・デ・ラス・カサス...(3)」p. 138. 註 (66).
- 72) 『書簡』535頁. *Carta...* p. 210.
- 73) Zavala, Silvio: *New Viewpoints on the Spanish Colonization of America*. The University of Pennsylvania Press, 1943. pp. 49-52.
- 74) 《レケリミエント》に関しては Hanke, L.: “The ‘Requerimiento’ and Its Interpreters” en *Revista de Historia de América*. I. 1938. pp. 25-34. が詳しい. [参照 チャールズ・ギブソン『イスパノアメリカ——植民地時代——』染田秀藤訳, 平凡社, 1981年 41-43頁.]
- 75) 『布教史』第2巻第10章. 297頁. *Historia de los indios...cit.*, p. 110a.
- 76) 同上. 第3巻第2章. 342頁. *Ibid.*, p. 129b.
- 77) Zavala, Silvio: *Los esclavos indios en Nueva España*. México, 1968. pp. 40-47. これら以外に, イスパニア人が奴隷を獲得する方法としては, エンコミエンダの租税(金もしくは産物)を支払えないカシーケから一定数の男女を租税の一部として入手することがあった.
- 78) ラス・カサスによると, インディオ間の奴隷化の条件は次のとおり. ①飢饉の際貧しいインディオが裕福なインディオの説得によってトゥモロコシ等の食糧を手に入れるために売った子供, ②トゥモロコシの穂を5つ盗んだインディオ, ③その盗人の縁者にあたるインディオ, ④ペロータ球戯で敗北したインディオ, ⑤①~④のケースで奴隷とされたインディオが逃亡した時, その最も血縁の濃いインディオ, ⑥女奴隷を妊娠させた自由自分のインディオとその妻~但しインディオが既婚の場合, ⑦処女の女奴隷を犯したインディオとその妻~但しインディオが既婚の場合, ⑧女奴隷が主人の家にいる自分の両親もしくは縁者に物を与えた場合, 両親および縁者全員, ⑨多くの商人によって別の地方で売られた少年, ⑩トゥモロコシなどを高利で商人から借りて, 返済できなくなったインディオ, ⑪支払い完了以前にインディオが死亡し子供のいない時のその妻, ⑫飢饉の折, 両親に売られた子供, ⑬自ら身を売る怠惰なインディオ. 以上で, ラス・カサスはこれらの情報はメキシコの初代司教(フワン・デ・スマラガ)よりもたらされたと言う (*Este es un tratado... sobre la materia de los indios que se han hecho en ellas esclavos... Tratados... I México, 1965. 所収 pp. 501-641. 539-543.*)
- 79) 『覚書』*Memoriales* と題されるもので, 内容的には『布教史』と一致する記述が多い. モトリニアの

作品をめぐる論争については邦訳版の解説5（642頁-649頁）を参照されたい。

- 80) *Memoriales o libro de las cosas de la Nueva España y de los naturales de ella*. (edición preparada por Edmundo O'Gorman) México, 1971. Caps. 20-21. pp. 366-372. モトリニアによるインディオ間の奴隷化の条件は次のとおり：①ペロータもしくはパトリと呼ばれる賭博をするために身を売るインディオ，②身を持ち崩して，必要にかられてか，着飾るためか，すすんで身を売る女性のインディオ，③行方不明になった子供をそれと知りつつ隠して売ったり，又子供を奪って他の村で売ったりしたインディオ，④主人もしくはその村を裏切った者の縁者で，裏切りを知りつつ隠匿したインディオ，⑤かなりの物を盗むか，盗癖のあるインディオ，⑥トウモロコシの盗みを計画し，実際に穀倉に忍び入ったインディオ，⑦黄金の装身具や大量のマントなど高価な物を盗み，ティヤンキスコなどと呼ばれる市場で発見され，逮捕された者，⑧ティヤンキスコで盗みを働き，食糧品をあさりにくる犬を捕えるために門に仕かけられた網にひっかかった者，⑨貧しさのため，両親が第三者の立会いのもとに売った子供，⑩働くのが嫌で自ら身を売る者，⑪飢えのために売られた子供。(pp. 367-369).
- 81) 『布教史』第1巻第1章. 52頁. *Historia de los indios de... cit.*, p. 17.: “según ley y verdad casi ninguno es esclavo”.
- 82) Las Casas: *Este es un tratado... cit.*, p. 545: “...si la Iglesia o los cristianos miembros della alguna mala ley o mala costumbre que los infieles tenían o tuviesen, aunque de palabra no la loasen, pero pudiendo impedilla la disimulasen, y más y peor si la obrasen, manifesto es que tácitamente aprobarla parecía.”
- 83) 『書簡』531頁. *Carta... p.* 209b.
- 84) 同上. 553頁. *Ibid.*, p. 216a.
- 85) 『布教史』第3巻第2章. 342頁. *Historia de los indios... cit.*, p. 129b.; 同巻第4章. 356-358頁. *Ibid.*, pp. 135-136.
- 86) Zavala, Silvio: *La encomienda indiana*. 2ª. edición. México, 1973. pp. 148-149.
- 87) Las Casas: *Entre los remedios...* BAE. CX 所収. pp. 69-119. Razón Tercera. 76-77.
- 88) *Ibid.*, Razón Nona. 93a-98a.
- 89) 拙稿，前掲論文「ラス・カサスとフェリペ二世...」42-43頁.
- 90) D'Olwer, Luis Nicolau: Introducción a *Relaciones de la Nueva España* 2ª. edición. México, 1964. pp. V-LIII. XLIX.
- 91) Xirau, Ramón: Prólogo a *Idea y querella de la Nueva España: Las Casas, Sahagún, Zumárraga, otros*. Madrid, 1973. pp. 57-59.
- 92) 『布教史』解説4. 638-639頁.
- 93) 『書簡』527頁. 548頁. *Carta... p.* 209a. pp. 214b-215a. ドミンゴ・デ・ベタンソスはヌエバ・エスパーニャに於けるドミニコ会の初期の布教活動で重要な役割を果たした。ラス・カサスにドミニコ会士となるよう勧めた人物であるが，のちインディオに関する見解でラス・カサスと鋭く対立した。臨終の際，インディオ蔑視の見解を撤回したと伝えられる。参照 Hanke L.: *All Mankind is One. A Study of the Disputation between Bartolomé de Las Casas and Juan Ginés de Sepúlveda on the Religious and Intellectual Capacity of the American Indians*. DeKalb, Illinois, 1974. pp. 27-34.; Ulloa, Daniel: *Los predicadores divididos. los dominicos en Nueva España, siglo XVI*. México, 1977.
- 94) ロサーダは *Brevísima relación...* の印刷版の渡来がモトリニアに皇帝への書簡を書かせた動機とみているが，誤りである。(Losada, Angel: *Fray Bartolomé de las Casas a la luz de la moderna crítica histórica*. Madrid, 1970. pp. 295-296.)
- 95) 『書簡』521頁. *Carta... p.* 207b.
- 96) 同上. 543頁. *Ibid.*, p. 213a: “estamos en tierra ajena”.
- 97) 同上. 540頁. *Ibid.*, p. 212a.
- 98) 同上. 544頁. *Ibid.*, p. 213b.

- 99) 『布教史』解説4. 640-641頁.
- 100) 拙稿：研究ノート「ラス・カサスとエンコミエンダ制の研究」『歴史学研究』青木書店，No. 385. 1972年 pp. 42-49.; 拙稿，前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(1)」 pp. 137-156.
- 101) Las Casas: *Entre los remedios... cit.*, p. 118a. “Y deberían todos, para ser buenos cristianos, de sentir que aunque fuese posible Vuestra Majestad perder todo el dicho su real señorío y nunca ser cristianos los indios si el contrario desto no podía ser sin su muerte y total destrucción, ...que no era inconveniente que Vuestra Majestad dejara de ser señor dellos y ellos nunca jamás fuesen cristianos.”
- 102) Frost, E. C.: *Art. cit.*, p. 12.